

令和4年度 第5回山梨地方最低賃金審議会

と き：令和4年10月31日
と ころ：KKR甲府ニュー芙蓉

次 第

1 開 会

2 議 事

- (1) 山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会の審議経過等の報告
- (2) 山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会の審議経過等の報告
- (3) 山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定について（答申）
- (4) その他

3 閉 会

山梨地方最低賃金審議会
審 議 資 料

(第5回本審議会)

令和4年10月31日

令和4年度 山梨地方最低賃金審議会 第5回審議会 (10/31)

配付資料目次

1	電気機械器具等製造業最低賃金改正状況	1
2	輸送用機械器具等製造業最低賃金改正状況	3

電気機械器具等製造業最低賃金改正状況(令和4年度)

(部会結審で本審結審前を含む)

ランク	都道府県	地域別最低賃金(R04)				電気機械器具製造業最低賃金(R04)							
		時間額(円)	格差(東京=100)	引上額(円) B	引上率(%)	現行額(円)	改正額(円)	格差(埼玉=100)	引上額(円) A	引上率(%)	部会結審日	地賃の引上額との差 A-B	02-03の引上げ額
A	東京	1072	100.0	31	2.98	-	-						
A	神奈川	1071	99.9	31	2.98	-	-						
A	大阪	1023	95.4	31	3.13	994	改正の必要性なし						+28
A	愛知	986	92.0	31	3.25	-	-						
A	埼玉	987	92.1	31	3.24	981	1013	100.0	+32	3.3	R4/09/29	+1	+27
A	千葉	984	91.8	31	3.25	981	1013	100.0	+32	3.3	R4/10/05	+1	+27
B	京都	968	90.3	31	3.31	957							+21
B	兵庫	960	89.6	32	3.45	930	961	94.9	+31	3.3	R4/09/12	-1	+28
B	静岡	944	88.1	31	3.40	939	964	95.2	+25	2.7	R4/10/07	-6	+19
B	滋賀	927	86.5	31	3.46	939	965	95.3	+26	2.8	R4/10/26	-5	+22
B	茨城	911	85.0	32	3.64	932	961	94.9	+29	3.1	R4/10/24	-3	+28
B	栃木	913	85.2	31	3.51	940							+27
B	広島	930	86.8	31	3.45	924	953	94.1	+29	3.1	R4/10/24	-2	+27
B	長野	908	84.7	31	3.53	916	945	93.3	+29	3.2	R4/10/13	-2	+22
B	富山	908	84.7	31	3.53	879	910	89.8	+31	3.5	R4/10/24	±0	+28
B	三重	933	87.0	31	3.44	927	952	94.0	+25	2.7	R4/10/13	-6	+21
B	山梨	898	83.8	32	3.70	934	959	94.7	+25	2.7	R4/10/28	-7	+20
C	群馬	895	83.5	30	3.47	935							+25
C	岡山	892	83.2	30	3.48	904							+26
C	石川	891	83.1	30	3.48	896							+26
C	香川	878	81.9	30	3.54	913	942	93.0	+29	3.2	R4/10/13	-1	+27
C	奈良	896	83.6	30	3.46	891	改正の必要性なし						+8
C	宮城	883	82.4	30	3.52	890	919	90.7	+29	3.3	R4/10/12	-1	+26
C	福岡	900	84.0	30	3.45	947	977	96.5	+30	3.2	R4/10/05	±0	+20
C	山口	888	82.8	31	3.62	921	948	93.6	+27	2.9	R4/10/13	-4	+28
C	岐阜	910	84.9	30	3.41	907	929	91.7	+22	2.4	R4/10/17	-8	+20
C	福井	888	82.8	30	3.50	-	-						-
C	和歌山	889	82.9	30	3.49	-	-						-
C	北海道	920	85.8	31	3.49	924	955	94.3	+31	3.4	R4/09/30	±0	+29
C	新潟	890	83.0	31	3.61	936	965	95.3	+29	3.1	R4/10/27	-2	+26
C	徳島	855	79.8	31	3.76	911	942	93.0	+31	3.4	R4/10/21	±0	+23
D	福島	858	80.0	30	3.62	856							+22
D	大分	854	79.7	32	3.89	864	896	88.5	+32	3.7	R4/10/24	±0	+21
D	山形	854	79.7	32	3.89	872							+26
D	愛媛	853	79.6	32	3.90	921	947	93.5	+26	2.8	R4/10/19	-6	+26
D	島根	857	79.9	33	4.00	853	882	87.1	+29	3.4	R4/10/20	-4	+28
D	鳥取	854	79.7	33	4.02	825	859	84.8	+34	4.1	R4/10/18	+1	+16
D	熊本	853	79.6	32	3.90	863	896	88.5	+33	3.8	R4/10/05	+1	+27
D	長崎	853	79.6	32	3.90	864	改正の必要性なし						+27
D	高知	853	79.6	33	4.02	-	-						-
D	岩手	854	79.7	33	4.02	847							+27
D	鹿児島	853	79.6	32	3.90	842	改正の必要性なし						+27
D	佐賀	853	79.6	32	3.90	867	900	88.9	+33	3.8	R4/10/25	+1	+28
D	青森	853	79.6	31	3.77	859	888	87.7	+29	3.4	R4/09/28	-2	+26
D	秋田	853	79.6	31	3.77	861	891	88.0	+30	3.5	R4/10/19	-1	+25
D	宮崎	853	79.6	32	3.90	831	改正の必要性なし						+28
D	沖縄	853	79.6	33	4.02	-	-						-

格差について、例年大阪との比較を行ってきたが、令和4年度については、大阪では改正の必要性なしとされたため「埼玉」と行っ

輸送用機械器具等製造業最低賃金改正状況(令和4年度)

自動車	ランク	都道府県	地域別最低賃金(R04)				輸送用機械器具製造業最低賃金(R04)								
			時間額(円)	格差(東京=100)	引上額(円)(B)	引上率(%)	現行額(円)	改正額(円)	格差(兵庫=100)	引上額(円)(A)	引上率(%)	部会結審日	地賃の引上額との差(A-B)	02-03の引上げ額	
	A	東京	1,072	100.0	31	2.98	-	-	-	-	-	-	-	-	
	A	神奈川	1,071	99.9	31	2.98	-	-	-	-	-	-	-	-	
自	A	大阪	1,023	95.4	31	3.13	998	改正の必要なし						+28	
	A	愛知	986	92.0	31	3.25	976	997	96.4	+21	2.2	R4/10/04	-10	+19	
	A	埼玉	987	92.1	31	3.24	990	1,013	98.0	+23	2.3	R4/09/27	-8	+24	
	A	千葉	984	91.8	31	3.25	-	-	-	-	-	-	-	-	
	B	京都	968	90.3	31	3.31	968							+21	
	B	兵庫	960	89.6	32	3.45	1,002	1,034	100.0	+32	3.2	R4/09/20	±0	+24	
	B	静岡	944	88.1	31	3.40	970	995	96.2	+25	2.6	R4/10/03	-6	+19	
	B	滋賀	927	86.5	31	3.46	957	981	94.9	+24	2.5	R4/10/21	-7	+21	
	B	茨城	911	85.0	32	3.64	-	-	-	-	-	-	-	-	
自	B	栃木	913	85.2	31	3.51	947	978	94.6	+31	3.3	R4/10/07	±0	+27	
自	B	広島	930	86.8	31	3.45	938	964	93.2	+26	2.8	R4/10/25	-5	+23	
	B	長野	908	84.7	31	3.53	927	956	92.5	+29	3.1	R4/10/17	-2	+22	
	B	富山	908	84.7	31	3.53	934	960	92.8	+26	2.8	R4/10/26	-5	+22	
	B	三重	933	87.0	31	3.44	962	987	95.5	+25	2.6	R4/10/14	-6	+20	
自	B	山梨	898	83.8	32	3.70	938	961	92.9	+23	2.5	R4/10/26	-9	+19	
	C	群馬	895	83.5	30	3.47	935	965	93.3	+30	3.2	R4/10/25	±0	+25	
自	C	岡山	892	83.2	30	3.48	936	956	92.5	+20	2.1	R4/10/11	-10	+15	
	C	石川	891	83.1	30	3.48	946							+24	
	C	香川	878	81.9	30	3.54	980							+24	
	C	奈良	896	83.6	30	3.46	-	-	-	-	-	-	-	-	
	C	宮城	883	82.4	30	3.52	-	-	-	-	-	-	-	-	
	C	福岡	900	84.0	30	3.45	957	987	95.5	+30	3.1	R4/10/06	±0	+13	
	C	山口	888	82.8	31	3.62	965	985	95.3	+20	2.1	R4/10/11	-11	+28	
自	C	岐阜	910	84.9	30	3.41	951	972	94.0	+21	2.2	R4/10/14	-9	+19	
	C	福井	888	82.8	30	3.50	-	-	-	-	-	-	-	-	
	C	和歌山	889	82.9	30	3.49	-	-	-	-	-	-	-	-	
	C	北海道	920	85.8	31	3.49	917	948	91.7	+31	3.4	R4/10/04	±0	+28	
	C	新潟	890	83.0	31	3.61	-	-	-	-	-	-	-	-	
	C	徳島	855	79.8	31	3.76	-	-	-	-	-	-	-	-	
	D	福島	858	80.0	30	3.62	890	916	88.6	+26	2.9	R4/10/25	-4	+20	
	D	大分	854	79.7	32	3.89	894	916	88.6	+22	2.5	R4/10/19	-10	+12	
自	D	山形	854	79.7	32	3.89	888							+27	
	D	愛媛	853	79.6	32	3.90	962	985	95.3	+23	2.4	R4/10/21	-9	+24	
自	D	島根	857	79.9	33	4.00	919	951	92.0	+32	3.5	R4/10/27	-1	+32	
	D	鳥取	854	79.7	33	4.02	-	-	-	-	-	-	-	-	
	D	熊本	853	79.6	32	3.90	902	931	90.0	+29	3.2	R4/10/12	-3	+14	
	D	長崎	853	79.6	32	3.90	875	改正の必要性なし						±0	
	D	高知	853	79.6	33	4.02	-	-	-	-	-	-	-	-	
	D	岩手	854	79.7	33	4.02	-	-	-	-	-	-	-	-	
	D	鹿児島	853	79.6	32	3.90	-	-	-	-	-	-	-	-	
	D	佐賀	853	79.6	32	3.90	-	-	-	-	-	-	-	-	
	D	青森	853	79.6	31	3.77	-	-	-	-	-	-	-	-	
自	D	秋田	853	79.6	31	3.77	907	938	90.7	+31	3.4	R4/09/28	±0	+30	
	D	宮崎	853	79.6	32	3.90	-	-	-	-	-	-	-	-	
	D	沖縄	853	79.6	33	4.02	-	-	-	-	-	-	-	-	

令和4年10月28日

山梨地方最低賃金審議会
会長 反田 一富 殿

山梨地方最低賃金審議会
山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械
器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会
部会長 今井 幸一

山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報
通信機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和4年8月23日、山梨地方最低賃金審議会において付託された山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は、下記のとおりである。

記

公益代表委員

石垣 千秋 伊藤 一帆 今井 幸一

労働者代表委員

数野 博 小林 賢 三輪 茂樹

使用者代表委員

上野 政巳 加藤 修央 山岸 正宜

別 紙

山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、 情報通信機械器具製造業最低賃金

1 適用する地域

山梨県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業又は純粹持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。)を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの

(3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃又は片付けの業務

ロ 手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う取付け、組線、バリ取り、かしめ、巻線又は穴あけの業務

ハ 手作業により行う熟練を要しない軽易な目視による選別・検数、材料若しくは部品の運搬・取り揃え、包装、袋詰め、箱詰め又はラベル貼りの業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 959円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおり

山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、
情報通信機械器具製造業最低賃金改正決定審議経過概要

区分	回	開催年月日	調査審議事項
専門 部 会	1	4年9月28日	1 部会長及び部会長代理の選出 2 審議日程について 3 特定最低賃金の状況等について 4 基本的見解の発表
	2	4年10月14日	1 改正（金額）審議
	3	4年10月28日	1 改正（金額）審議 2 結審（使用者側委員全員反対） 3 専門部会報告（案）の審議及び同報告の決定
本 審	4	4年8月23日	1 改正決定に係る諮問受理

令和4年10月26日

山梨地方最低賃金審議会
会長 反田 一富 殿

山梨地方最低賃金審議会
山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会
部会長 伊藤 一帆

山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定
に関する報告書

当専門部会は、令和4年8月23日、山梨地方最低賃金審議会において付託された山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は、下記のとおりである。

記

公益代表委員

伊藤 一帆 今井 幸一 岡松 恵

労働者代表委員

雨宮 健男 飯沼 大 櫻井 澄人

使用者代表委員

金井 徹 川島 英一 内藤 健一

別 紙

山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金

1 適用する地域

山梨県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で自動車・同附属品製造業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車・同附属品製造業に分類されるものに限る。)を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃又は片付けの業務

ロ 手作業により又は手工具若しくは小型電動工具を用いて行う熟練を要しないバリ取り、取付け、穴あけ、レッテル貼り・ラベル貼り又はかしめの業務(これらの業務のうちライン工程の中で行う業務を除く。)

ハ 手作業により行う熟練を要しない検数、供給取り揃え、包装、袋詰め、箱詰め、選別又はマスキングの業務(これらの業務のうちライン工程の中で行う業務を除く。)

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 961円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおり

山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金改正決定審議経過概要

区分	回	開催年月日	調査審議事項
専門部会	1	4年9月28日	<ol style="list-style-type: none"> 1 部会長及び部会長代理の選出 2 審議日程について 3 特定最低賃金の状況等について 4 基本的見解の発表
	2	4年10月6日	<ol style="list-style-type: none"> 1 改正（金額）審議
	3	4年10月26日	<ol style="list-style-type: none"> 1 改正（金額）審議 2 結審（全会一致） 3 専門部会報告（案）の審議及び同報告の決定 4 答申
本審	4	4年8月23日	<ol style="list-style-type: none"> 1 改正決定に係る諮問受理

(案)

令和4年10月31日

山梨労働局長
生方勝殿

山梨地方最低賃金審議会
会長 反田 一富

山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信
機械器具製造業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和4年8月23日付け山梨労発基0823第1号をもって貴職から
諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり
の結論に達したので答申する。

別 紙

山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、 情報通信機械器具製造業最低賃金

1 適用する地域

山梨県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業又は純粹持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。)を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃又は片付けの業務

ロ 手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う取付け、組線、バリ取り、かしめ、巻線又は穴あけの業務

ハ 手作業により行う熟練を要しない軽易な目視による選別・検数、材料若しくは部品の運搬・取り揃え、包装、袋詰め、箱詰め又はラベル貼りの業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 959円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおり